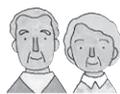


後期高齢者医療制度



平成 29 年度の保険料額が決定しました。平成 29 年度分の保険料額と 7 月期以降の期ごとの納付額は、7 月中旬に被保険者（加入者）の皆さんにお届けする保険料額決定通知書で確認できます。

保険料は、被保険者全員が負担する「被保険者均等割額」と、被保険者の所得に報じて負担する「所得割額」の合計になります。

年間保険料 (最高限度額 57 万円)	=	被保険者均等割額 56,085 円	+	所得割額 $(\text{総所得金額等} - 33 \text{ 万円 (基礎控除額)}) \times \text{所得割率 } 11.17\%$
-------------------------------	---	-----------------------------	---	--

● 保険料の軽減等

■ 均等割額の軽減

世帯の所得に応じて均等割額（年額 56,085 円）が軽減されます。

【軽減になる人の基準】

同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額の合計額	軽減割合	軽減後の均等割額（年額）
33 万円（基礎控除額）以下で、被保険者全員が年金収入 80 万円以下で、ほかに所得がない人	9 割	5,608 円
33 万円（基礎控除額）以下の人	8.5 割	8,412 円
33 万円（基礎控除額）+ 27 万円 × 被保険者数以下の人	5 割	28,042 円
33 万円（基礎控除額）+ 49 万円 × 被保険者数以下の人	2 割	44,868 円

■ 所得割額の軽減

総所得金額等が 91 万円以下（公的年金のみの場合は、収入額で 211 万円以下）の人は 2 割軽減されます。

■ 保険料の減免制度

災害等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、ご相談ください。

※後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は、均等割額は 7 割軽減され、所得割額はかかりません。ただし、均等割の軽減割合（左表）の 9 割軽減、8.5 割軽減に該当する人は、9 割軽減、8.5 割軽減が優先されます。

● 8 月から後期高齢者医療の被保険者証が新しくなります

現在の保険証（もも色）の有効期限は、平成 29 年 7 月 31 日までとなっています。8 月から使用する新しい保険証（水色）は、7 月中旬より「簡易書留」で郵送します。簡易書留は郵便局の配達員が直接手渡しする方法で、受取りの際に受領印が必要となります。不在等が続き郵便局での保管期間が過ぎた場合は、保険証は鞍手町役場に返送されますので、本人確認ができるものを持参のうえ保険健康課窓口でお受け取りください。窓口でお受け取りの前に、保険健康課へ電話にて返送状況等をご確認ください。

● 限度額適用・標準負担額減額認定証は 8 月更新となります

現在、使用している後期高齢者医療の減額認定証の有効期限は 7 月 31 日までとなっています。減額認定証をすでに持っている人で平成 29 年度の住民税が非課税世帯の人には、8 月 1 日からの新しい減額認定証を 7 月中旬よりお届けします。減額認定証を持っていない人で新たに交付を希望する場合は、窓口での申請手続き*が必要となります。

※交付申請に必要なもの…印かん、被保険者証、その他（非課税証明書など収入額を証明するものや、入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。）

● 保険料の支払いについて（年金天引き・口座振替）

保険料が年金から特別徴収（年金天引き*）されている人は、申請することで口座振替に変更することができます。変更を希望する人は、7 月 28 日（金）までに窓口で納付方法の変更手続きを行うと、10 月支給分の年金から天引きが中止され、口座振替による支払になります（既に手続きが済んでいる人は、改めて手続きを行う必要はありません）。※年金天引きになる人…年金受給額が年額 18 万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の 2 分の 1 を超えない人

■ 社会保険料控除について

後期高齢者医療保険料は、所得税及び住民税の申告のとき、社会保険料控除の対象となります。特別徴収（年金天引き）から口座振替へ変更した場合、社会保険料控除は、口座振替で支払った人に適用されます。

● 問い合わせ 鞍手町役場保険健康課公費医療係 ☎ 0949-42-2111 (内線 202・205)

私立幼稚園就園奨励費補助金について

鞍手町では、幼児教育の普及・充実及び保護者の経済的負担軽減のため、子どもを幼稚園（子ども・子育て支援制度へ移行した幼稚園を除く）に就園させている保護者に、町民税額に応じて保育料等の一部を補助する「就園奨励費補助金」を交付しています。

● 次のすべての要件を満たす世帯が対象です

- ① 園児が私立幼稚園（町外の幼稚園を含む）に在園していること
- ② 園児が満3歳児以上で小学校就学前であること
- ③ 園児が鞍手町に居住し、住民登録をしていること

● 補助金額について

補助金額は下表のとおりです。

● 申請の際は次の書類を幼稚園に提出してください

- ① 保育料等減免措置に関する調査
- ② 添付書類 ※詳しくは、申請書と一緒に配布する「お知らせ」をご覧ください（6月末から7月初旬に配布を予定しています）

● 問い合わせ 鞍手町教育委員会（教育課学校教育係）

☎ 0949-42-7202

区分	園児順位 補助限度額等	【区分1～3】で小学生以上の兄弟がいない園児、【区分4・5】で小学1～3年生の兄弟がいない園児		【区分1～3】で生計を一にする小学生以上の兄弟が1人いる園児、【区分4・5】で小学1～3年生の兄弟が1人いる園児	
		園児順位	補助限度額	園児順位	補助限度額
【区分1】生活保護世帯		第1子以降	308,000円	第2子以降	308,000円
【区分2】町民税非課税世帯、町民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等（※1）	第1子以降	308,000円	第2子以降	308,000円
	上記以外の世帯	第1子	272,000円	第2子以降	308,000円
	第2子以降	308,000円			
【区分3】当該年度に納付すべき町民税の所得割額が基準額①（※2）以下の世帯	ひとり親世帯等（※1）	第1子	272,000円	第2子以降	308,000円
		第2子以降	308,000円		
	上記以外の世帯	第1子	139,200円	第2子	223,000円
		第2子	223,000円	第3子以降	308,000円
第3子		308,000円			
【区分4】当該年度に納付すべき町民税の所得割額が基準額①より大きく基準額②（※2）以下の世帯		第1子	62,200円	第2子	185,000円
		第2子	185,000円	第3子以降	308,000円
		第3子	308,000円		
【区分5】区分1～4に該当しない世帯		第1子	—	第2子	154,000円
		第2子	154,000円	第3子以降	308,000円
		第3子	308,000円		

▷ 補助金額は、当該年度に幼稚園に納めた入園料・保育料の範囲内となります。
▷ 中途入・退園、休園または転入・転出の場合は、月割計算します。
▷ 所得割額は各世帯状況等に応じて父母及びその他の世帯員分を合算します。
▷ 町民税の所得割額は、住宅借入金等特別税額控除等がある場合には、適用前の額となります。

※1：ひとり親世帯等とは…母子世帯、父子世帯、身体障害者・療育・精神障害者保健福祉の各手帳の交付を受けた人及び特別児童扶養手当の支給対象児を有する世帯

※2：基準額①… 34,500円 + (16歳未満の扶養人数 × 21,300円) + (16歳以上19歳未満の扶養人数 × 11,100円)
基準額②… 171,600円 + (16歳未満の扶養人数 × 19,800円) + (16歳以上19歳未満の扶養人数 × 7,200円)

● 子ども・子育て支援制度（新制度）へ移行した幼稚園に就園させた場合

私立幼稚園就園奨励費補助金の対象とならず、右表の階層区分に該当する利用者負担額（保育料）を負担することとなります。なお、鞍手幼稚園は新制度へ移行していません（平成29年6月1日現在、町内で新制度へ移行した幼稚園に就園させている人はいません）。

※3：当該年度とは… 4月から8月は前年度、9月から翌年3月までは現年度を指します

※4：市町村民税の所得割額… 住宅借入金等特別控除、外国税額控除などの税額控除（調整控除を除く）を控除する前の金額です

階層区分	定義	利用者負担額（月額）	
第1	生活保護法による被保護世帯	0円	
第2	当該年度（※3）の市町村民税非課税世帯（均等割課税含む）	ひとり親世帯等	0円
		上記以外	2,700円 0円
第3	当該年度（※3）の市町村民税課税世帯であって、その所得割額（※4）が次の区分に該当するもの	ひとり親世帯等	2,700円 0円
		上記以外	12,600円 6,300円
第4	77,101円未満	77,101円以上 211,201円未満	18,400円 9,200円
		211,201円以上	23,100円 11,550円

● 子ども・子育て支援制度に関する問い合わせは、鞍手町役場福祉人権課児童人権係 ☎ 0949-42-2111（内線241・242）まで